

## 不適切事例の分析について

【参議院本会議における「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」の趣旨説明の配布資料の誤りについて】

- オリジナルの原稿は、大臣官房総務課の確認を経ており、正しいものとして作成されていた。
- 一方、配布資料については、決められた様式に則った資料とするため、別法案の趣旨説明文の電子文書に正しい原稿を貼り付けたが、一部、元の法案の記述を消去し忘れた。その後、確認されないまま、配布資料として提出された。

## &lt;問題の所在&gt;

配布資料について、原案作成後に作成者及び上司など関係者による確認が行われなかった。



極めて重要な文書であるにも関わらず、提出前に正しいものであるかどうかを確認する方法（誰が、どのように）が決められていなかった。

【労働者派遣法案の条文の誤りについて】

- 1月後半の立案作業の時点で、経過措置の規定振りについて、改正前の規定を改正法案の附則に転記する方式に改めた。
- 法律案閣議決定までに他の法律案と同様の手続き(\*)は踏まれたが、労働者派遣法の本則を改正法案の附則に転記する際に生じた単純ミスが最後まで修正されなかった。  
(\*)局内、省内、法制局、法務省などによるチェック
- 今回の条文誤りが生じた箇所は、経過措置に係る附則部分であることから新旧対照条文を用いたチェックがかからないことや、チェックを行う者による今回のようなミスはないのではないかとの思い込み等から、通常行われる複層的なチェックの際に、他の部分に比して不十分になったことが考えられる。

## &lt;問題の所在&gt;

複層的なチェックについてはルール化されており、チェック項目も決められていたが、附則部分についてのチェック内容についてきめ細かく決められていなかった。十分にチェック機能が働かなかった。



チェックする方法（誰が、どのように）は決められていたが、機能しなかった（間違いを見抜けなかった）。

【短期集中特別訓練事業の入札に関する検証結果についての概要（再発防止策）】

- (1) 法令はもとより遵守すべき規範に従って職務を遂行するための職員の法令遵守意識、とりわけ公正な職務執行への意識を再確認し、独立行政法人等の職員（現役出向者を含む）と接する場合も、民間の利害関係者と同様の節度を持つ心構えを徹底。
- (2) 調達については、基金を造成して行う事業の調達ルールの特明確化が必要。厚生労働省は、事業ごとに真にふさわしい調達形態を真摯に検討・判断することが必要。
- (3) 決裁のガバナンス確保のため、規程や業務遂行体制の見直しを行うべき。
- (4) ホームページの掲載、削除のガバナンス改善のため、ホームページ掲載について厳格なルールを設けるべき。
- (5) 当分の間、機構職員と飲食をともにすることを禁止。国家公務員倫理法等に形式上抵触しなければ足りるものではなく、調達の公正さに国民の疑念を招かないような、より厳格な懇親会のルールが必要。
- (6) 管理者のマネジメント能力の強化・管理者による適切な進捗管理について、日常業務において各段階の管理者が十分なリーダーシップを発揮できるようにするため、幹部職員に対する研修が必要。



職員の倫理に関わる問題に加えて、

- ・決められた業務遂行手順が守られていなかった。
- ・適切な業務遂行手順が決められていなかった。
- ・管理職によるマネジメント不足があった。

第1回提出・資料4の9つの事案についても、以下の3つの原因のいずれかに該当

- 提出前・公表前に正しいものであるかを確認する方法（誰が、どのように）が決められていなかった。適切な業務遂行手順が決められていなかった。
- チェックする方法（誰が、どのように）は決められていたが、機能しなかった（間違いを見抜けなかった）。
- 決められた業務遂行手順が守られていなかった。